

楽天カード決済代行サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (目的及び本規約の構成)

1. 本規約は、楽天カード株式会社（以下「当社」という。）が提供する本サービスに関し、本規約に基づき当社所定の方法により本サービスの利用を申し込み、当社が承認した者（以下「サービス利用者」という。）と当社との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めることを目的とする。
2. 本規約のうち、第1章に定める内容は、どの決済サービスが用いられるかに関わらずサービス利用者が信用販売等を行ったすべての場合に共通して適用され、第2章に定める内容は、サービス利用者がクレジットカードを決済手段として信用販売等を行った場合に適用され、第3章に定める内容は、サービス利用者がコンビニ収納代行サービスを決済手段として信用販売等を行った場合に適用され、第4章に定める内容は、サービス利用者がコード決済等を決済手段として信用販売等を行った場合に適用されるものとする。なお、第2章以下の各規定と第1章の規定が矛盾抵触する場合には第2章以下の規定の内容が優先するものとする。

第2条 (用語の定義)

本規約において、以下の各号の用語は、当該各号記載のとおりの意味を有するものとする。

(1)	本サービス	サービス利用者が各決済サービスを用いた取引を行うに際して、各決済サービス提供者との関係で行う必要がある処理を当社が代行して行うもの
(2)	買主	サービス利用者から商品等を購入し提供を受ける者
(3)	商品等	物品、サービス、権利、役務、ソフトウェア等
(4)	取扱商品等	買主に販売または提供する商品等
(5)	信用販売等	サービス利用者が行う商品等の販売又は提供を目的とする取引であって、その代金の決済を本規約所定の決済サービスを用いて行うことが予定されているもの
(6)	決済サービス	クレジットカードその他の支払手段であって、本契約に基づき、買主がサービス利用者に対する信用販売等に係る代金の決済を行うために選択することができるもの
(7)	コンビニ収納代行サービス	買主が、当社所定のコンビニエンスストアで、必要な情報を提示すると共に金銭の支払を行うことによって信用販売等の代金の決済を行うことができるもの
(8)	コード決済等	買主が、QRコード決済、スマートフォン決済、ID決済その他名称の如何に関わらずクレジットカードその他の支払手段と紐づけた他の決済用番号を用いることによって信用販売等の代金の決済を行うことができるもの
(9)	決済サービス提供者	本サービスに含まれる各決済サービスを提供する者
(10)	加盟店契約	各決済サービスについてサービス利用者と決済サービス提供者との間で締結される契約
(11)	売上承認請求	信用販売等を行うに際して、買主が選択した支払手段に係る決済サービスを提供している決済サービス提供者に対し、当該買主による当該支払手段の利用についての承認を求めること
(12)	売上報告	信用販売等を行うに際して、買主がコンビニ収納代行サービスを選択した場合において決済サービス提供者に対し、当該買主による信用販売等の取引金額についての報告を行うこと
(13)	売上請求	サービス利用者が決済サービスを用いて行った信用販売等に係る取引代金について、決済サービス提供者に対して行う、立替払請求又は買取請求その他の取引代金相当額の支払を求めること

		と
(14)	売上承認請求等	売上承認請求及び売上報告のこと
(15)	売上金	決済サービス提供者が売上請求に応じてサービス利用者に対して支払う取引代金相当額
(16)	取消請求	決済サービス提供者に対して行った売上請求又は売上報告を取り消す旨を請求すること
(17)	通信販売	商品及び権利の販売又は役務の提供を目的とする契約の締結であって、その申込又は承諾の意思表示が、当事者の対面によることなく、電話、ファクシミリ、インターネット等の通信手段によってなされたもの

第3条 (本サービスの利用)

1. 当社は、サービス利用者に対して、本規約に従って本サービスを提供し、サービス利用者は、本契約に従ってこれを利用する。
2. 本サービスとして当社がサービス利用者へ提供する内容は以下のとおりとする。
 - (1) 売上承認請求業務の代行

サービス利用者が行う信用販売等の申込に関するデータをコンピュータによって受信した上、当該データに基づき、サービス利用者へ代わって当該信用販売等における決済手段として選択された決済サービスに係る決済サービス提供者のコンピュータへ向けて、当該信用販売等についての売上承認請求に関するデータを発信すること、及び決済サービス提供者から通信回線を通じて送信される売上承認請求への回答に関するデータをサービス利用者へ代わってコンピュータによって受信した上、サービス利用者のコンピュータへ向けて、当該回答内容に関するデータを通信回線を通じて発信すること
 - (2) 売上請求業務の代行

サービス利用者が決済サービス提供者から与信請求又は売上承認請求に対する承認の回答を得て行った信用販売等について、売上請求に関するデータ（以下「売上請求データ」という。）を作成し、データ記録媒体の送付その他決済サービス提供者所定の方法により、サービス利用者へ代わってこれを決済サービス提供者へ提出すること
 - (3) 取消請求業務の代行

売上請求の取消請求に関するデータをサービス利用者へ代わって、上記(1)又は(2)と同様の方法により発信し又は提出すること
 - (4) 問い合わせ対応業務

トランザクション処理業務の処理状況又は処理内容に関する事項に関するサービス利用者からの電話、FAX又は電子メールによる問い合わせに対し対応すること（対応時間帯は、当社の営業日における当社の営業時間とする。）
 - (5) 各決済サービス固有サービス

本規約第2章以下の規定に基づき、各決済サービスに応じて提供されるサービス
3. 本サービスの提供及び利用に必要な通信回線は、電気通信事業者である第三者が提供するものを使用するものとし、当社は、サービス利用者に対して通信回線を提供する義務を負わない。
4. サービス利用者は、本サービスの利用に際して、当社との間でクレジットカード等に係る加盟店契約を締結するものとする。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではない。

第4条 (加盟店契約等の遵守)

1. サービス利用者は、決済サービス提供者との間で加盟店契約を締結している場合においては、本サービスの利用期間中、当該加盟店契約を維持し、これを遵守しなければならない。また、サービス利用者は、決済サービス提供者との間で直接に加盟店契約関係を生じない場合においても、当社を介して各決済サービス提供者が提供する決済サービスを用いた信用販売等を行う場合は、当該決済サービスに関し決済サービス提供者が策定している加盟店規約その他の規約において決済サービス提供者の相手方が遵守すべきとされている事項を遵守しなければならない。

2. サービス利用者が前項の義務に違反した場合、当社は、当該義務違反の認められた決済サービスについて本サービスを提供する義務を負わないものとする。
3. サービス利用者は、信用販売等を行うに際し、関係法令又は公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為をしてはならない。サービス利用者が通信販売の形態により信用販売等を行う場合には、特に、特定商取引に関する法律を遵守しなければならない。

第5条 (ソフトウェア等)

1. サービス利用者は、本サービスの利用に必要なデータ通信及びデータ処理のために、当社が提供するソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）を使用するものとする。
2. 当社は、サービス利用者に対し、バージョンアップ等の目的で、本ソフトウェアの修正又は交換を申し出ることができるものとし、サービス利用者はこれに誠実に対応するものとする。
3. サービス利用者は、本ソフトウェアの使用環境について、当社の指定に従うものとする。通信プロトコルその他データ通信の詳細についても同様とする。
4. 当社は、サービス利用者に対し、サービス利用者自身が本サービスを利用することのみを目的として、本ソフトウェアの非独占的かつ非排他的な使用权を許諾する。
5. サービス利用者は、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、本ソフトウェアの複製（サービス利用者自身の本ソフトウェア使用に伴う場合を除く。）、解析若しくは改変を行い、又は他のソフトウェアと組み合わせて使用してはならない。
6. 当社は、本ソフトウェアの導入に係る指導、及び運用に係る指導並びに保守について何らの義務も負わないものとする。
7. 本ソフトウェアの不具合に関して当社は、本ソフトウェアの修補のための合理的な努力又は本ソフトウェアの良品への交換を行うものとする。ただし、当該不具合について当社に帰責事由がない場合、当該修補等に要した費用はサービス利用者が負担するものとする。当該不具合によってサービス利用者が生じた損害については、本章第26条の定めによるものとする。また、サービス利用者が第1項から第3項又は第5項に違反したことによってサービス利用者又は買主が生じた損害については、当社は何らの責任も負担しないものとする。
8. 前項において、当社の合理的な努力又は本ソフトウェアの交換によっても不具合が解決できない場合、サービス利用者は本契約を解除することができるものとする。なお、当該契約解除は、サービス利用者による損害賠償の請求を妨げない。
9. サービス利用者は、本ソフトウェアの使用及び当社との間のデータ通信に必要なコンピュータシステム及び通信環境を、サービス利用者の負担と責任により確保するものとする。

第6条 (利用料金)

サービス利用者は、当社に対し、別途合意した利用料金等を、当社の指定する金融機関口座への振込により当該別途の合意に基づき支払う。振入手数料はサービス利用者の負担とする。

第7条 (商品)

1. サービス利用者は、法令、公序良俗若しくは加盟店契約に違反し又は違反するおそれがある商品等を信用販売等の対象としてはならない。
2. 当社は、サービス利用者における取扱対象商品につき、必要に応じて制限を設けることができる。
3. サービス利用者は、取扱商品等について、当社から調査の要求があった場合、これに応じて必要な調査を行い（当社又は当社の委託先による調査も含む）、当社に報告しなければならない。

第8条 (販売方法及び顧客との紛争)

1. サービス利用者は、買主に対し、取引の当事者はサービス利用者と買主であり、商品等の販売または提供に伴う権利義務

はサービス利用者と当該買主との間で発生することを明確に表示するとともに、買主との間で予想されるトラブル等について一方的に買主が不利にならないように取り計らい、サービス利用者と買主の責任範囲について買主が理解できるように明示しなければなりません。

2. サービス利用者は、買主から、苦情の申出、返品若しくは取替の請求、契約解除の請求、販売方法若しくは表示等についての指摘がなされた場合、又は、買主との間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべてサービス利用者の責任と負担において速やかに解決するものとし、当社及び決済サービス提供者に一切迷惑をかけるものとする。また、当社が買主その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、サービス利用者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の経費を当社に支払うものとする。
3. サービス利用者は、本サービス利用店舗での商品等の取引を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。
4. サービス利用者は、買主から当社又は決済サービス提供者に直接苦情等の申出があった場合には、当社又は決済サービス提供者の行う調査に協力するものとする。
5. 当社は、サービス利用者と買主その他の第三者との間の紛争について、サービス利用者の同意を得ることなく、当該買主又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

第9条 (申込受付の方法等)

1. サービス利用者は、信用販売等の申込みの受付を行うときは、買主に以下の申込データを送信させるものとする。
 - (1) 買主の氏名および買主への通知に必要な連絡先
 - (2) 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
 - (3) 商品等の対価額・付帯費用および数量
 - (4) その他当社が必要と認めた事項
2. サービス利用者は、第1項の申込みを受け付けたときは、買主から送信させた第1項各号の申込データのうち、当社が指定する申込データ、買主との通信及び取引処理経過を記録し、当社が廃棄することを認めるまでの間、保管するものとする。
3. サービス利用者は、第1項の申込を受け付けると同時に、サービス利用者が取得した買主に関する情報を、楽天ヨーロッパ銀行、楽天グループ株式会社及びそれらの委託先に対して提供することについて、買主から同意を取得するものとする。

第10条 (本サービスの利用)

1. サービス利用者は、本サービスを本規約の定める目的の範囲内で、かつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとする。
2. 本契約は、本規約において定める場合を除き、当社が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について何ら許諾をするものではない。
3. サービス利用者は、買主がサービス利用者と取引を行うにあたり利用することのできる決済サービスの種類を表示するとともに、円貨での支払のみを受け付ける旨を表示しなければなりません。ただし、サービス利用者と決済サービス提供者との間での加盟店契約が解除された場合その他特定の決済サービスの取り扱いが認められなくなった場合には、サービス利用者は、ただちに当該決済サービスに係る表示を取りやめなければなりません。
4. サービス利用者は、買主からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行わなければなりません。

第11条 (商品の発送又はサービスの提供)

1. サービス利用者は、買主から注文を受けた取扱商品等を、注文受付後（売上承認が得られた旨の通知を当社または決済サービス提供者から受領した後）、速やかに買主の指定した送付先に発送し、又は当社及び決済サービス提供者が認めた方法により提供するものとする。なお、サービス利用者は、買主が商品等の送付先として郵便局内私書箱、私設私書箱等、商品等の受領確認が不明確となるおそれのあるものを指定した場合には、当該送付先に商品等を発送しないものとし、当該買主に商品等の発送ができない旨の連絡をするものとする。
2. サービス利用者は、取扱商品等の発送若しくは提供をただちに行えない場合、又はその遅延が発生した場合には、速やかに買主及び当社に対して発送時期または提供時期を書面その他当社の指定する方法にて通知するものとする。
3. サービス利用者は、商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他取扱い法その他の法令に定める事項などを記載した書面の送付又は電子メールの送信その他の適切な手段により買主に対し必要な情報の提供を行うものとする。
4. サービス利用者がソフトウェア等のダウンロード販売を行う場合は、当社及び決済サービス提供者が認める所定の方法による買主の注文とこれに対するサービス利用者の承諾をもって商品等の発送があったものとみなすものとする。

第12条 (差別待遇の禁止)

サービス利用者は、有効な決済サービスの利用の申込を行った買主に対し、正当な理由なく当該申込を拒絶したり、他の支払方法による支払を要求したり、他の支払方法と異なる代金を請求する等、当該買主に不利となる差別的な取扱いや申込を受けた決済サービスの円滑な利用の妨げとなるいかなる措置も採ってはならないものとする。

第13条 (売上承認請求等の代行)

1. サービス利用者が信用販売等を行おうとする場合、当社はサービス利用者にとって売上承認請求等を実施するものとする。
2. サービス利用者は、当社に対して売上承認請求等の代行を委任するものとし、当社が別途指示した場合を除き、自ら決済サービス提供者に対して売上承認請求等を行わないものとする。
3. 当社が代行した売上承認請求に対し、決済サービス提供者からなされた回答について、当社はサービス利用者にとってこれを受領し、サービス利用者に対してその結果を伝達するものとする。
4. サービス利用者は、決済サービス提供者からなされた売上承認の回答は、当該決済サービスを用いた信用販売等を行うことを承諾する旨の回答であり、当該信用販売等に係る買主が用いられた決済手段の真の利用者である旨を保証するものではないことを了解し、承認するものとする。

第14条 (売上請求の代行)

1. 当社は、当社が代行した売上承認請求のうち、決済サービス提供者から承認する旨の回答が得られた信用販売等について、サービス利用者にとって売上請求を実施するものとする。
2. サービス利用者は、本サービスを利用して信用販売等をしたときは、当社がサービス利用者にとって決済サービス提供者に提供する売上伝票または売上請求データ（総称して以下「売上情報」という。）を、当社所定の方法により、当社に提出するものとする。加盟店契約に基づき売上情報の変更を行う場合も同様とする。
3. サービス利用者は、以下に定める日を売上日として売上情報を作成し、当社に提出するものとする。
 - (1) 物品等の販売をしたときは、当該物品等の発送日
 - (2) サービス、役務等の提供をしたときは、当該サービス、役務等の提供日
4. サービス利用者は、本条第2項の売上情報を提出するにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 現金の立替、過去の売掛金等、当該取引によって発生した対象商品等の代金以外の代金を記載すること
 - (2) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を作成すること

- (3) 事実と異なる売上日や架空、水増しした代金を記載する等、不実、不正の売上情報を提出すること
- (4) その他不正な方法により売上げを計上すること
5. サービス利用者は、前項の定めを違反したことにより当社又は決済サービス提供者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならぬものとする。
6. サービス利用者は、当社に対して売上請求の代行を委任するものとし、当社が別途指示した場合を除き、自ら決済サービス提供者に対して売上請求を行わないものとする。
7. 当社が売上請求に係るデータを作成する際の締め日及び売上請求を実施するタイミングについては、決済サービス提供者が定めるところによるものとする。
8. サービス利用者が第2項の売上情報を、当社及び決済サービス提供者が別途指定する期日までに当社に到着するよう提出しなかったときは、当社は当該売上情報を決済サービス提供者に提出する義務を負わないものとし、サービス利用者は当該代金について一切の責任を負うものとする。
9. 別途規定する場合を除き、当社は売上金の授受に一切関与しないものとする。
10. 決済サービス提供者による売上金の不払いについて、当社は一切責任を負わないものとする。ただし、当該不払いに関し当社に故意又は重大な過失がある場合を除く。

第15条 (取消請求の代行)

1. サービス利用者が信用販売等を取り消した場合（買主による取消等を含む）、当社は、サービス利用者によって決済サービス提供者に対し、取消請求を実施するものとする。サービス利用者は、当該取消請求に先立って、決済サービス提供者に対し、当社がサービス利用者によって決済サービス提供者に対して取消請求を実施する旨の連絡を行うものとする。
2. 当社は、別途規定する場合を除き、取消請求に伴って決済サービス提供者とサービス利用者との間で行われる金銭の精算処理について一切関与せず、責任を負わないものとする。

第16条 (取引の取消等)

サービス利用者は、買主との間での信用販売等を取り消したとき、その他買主との間での信用販売等が消滅したときは、当社所定の方法により速やかに当該事実を当社に通知するものとする。当社は、サービス利用者からの通知を受けて、決済サービス提供者に対し当該事実を通知するものとする。

第17条 (代行権の授与)

サービス利用者は、本サービスを申し込むに当たって、本章第13条から前条までにかかる業務を当社がサービス利用者によって行うことに係る代行権限を当社に授与するものとする。

第18条 (禁止事項)

1. サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
 - (1) 本サービスにより利用することができる情報を改ざんまたは破壊する行為
 - (2) 有害なコンピュータープログラムなどを送信または書き込む行為
 - (3) 当社又は第三者（買主を含む。以下、本項において同じ）の著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 当社又は第三者を誹謗し、中傷し、またはその名誉を傷つけるような行為
 - (5) 当社又は第三者の財産、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (6) サービス利用者自身が本サービスに類似するサービスを運営する行為
 - (7) 本規約の規定に反する行為
 - (8) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為

2. 当社は、サービス利用者が前項各号に該当する行為を行っている場合、該当する行為を行うおそれがあると判断した場合、又は決済サービス提供者たるカード会社がサービス利用者の行う取引が不適切であると判断した場合には、サービス利用者に対して、本サービス利用店舗上のコンテンツの全部又は一部の削除、商品等の全部又は一部の販売、提供の停止を求めることができるものとし、サービス利用者は、当社からかかる要求があった場合には即時これに従うものとする。

第19条（本サービス提供の停止）

1. 当社は、サービス利用者について次の各号のいずれか1つに該当する事由が生じた場合、サービス利用者に対する本サービスの一部又は全部の提供を停止することができる。ただし、第1号から第3号、第5号及び第6号に該当する場合においては、当該事由が生じている取引又は決済サービス提供者との関係で行う本サービスについてのみ、その提供を停止することができるものとする。
 - (1) サービス利用者と決済サービス提供者の間で加盟店契約が存する場合であって、当該加盟店契約が理由の如何を問わず終了した場合
 - (2) サービス利用者と決済サービス提供者の間で加盟店契約が存する場合であって、サービス利用者が当該加盟店契約に違反したと認められる相当の理由があると当社が判断した場合
 - (3) 取扱対象商品が本章第7条第1項に違反するおそれがあると認められる相当の理由があると当社が判断した場合
 - (4) 決済サービス提供者によって加盟店として不適当と判断され、その旨当社に通知があった場合
 - (5) 前4号の他、決済サービス提供者から本サービスの提供の停止を要求された場合
 - (6) 本契約に違反した場合
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を自ら行い又は他から申立てられた場合
 - (8) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 振り出した手形又は小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払を停止し若しくは支払停止を宣言した場合、銀行取引停止処分を受けた場合
 - (10) 前3号の外、信用状態が極度に悪化したものと認められる場合
 - (11) 事業を停止し若しくは廃止した場合、又は解散を決議した場合
 - (12) 事業の全部について事業譲渡を決議した場合
2. 当社は、当社又は当社の委託先が本サービス提供のために使用するコンピュータシステムについて、コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策又は定期的な保守作業を実施するために必要な場合には、事前（定期的な保守作業については1ヶ月以上前）にサービス利用者の同意を得た上で、本サービスの提供を停止することができる。ただし、緊急やむを得ない事態においてはサービス利用者の同意を要しないものとする。
3. 当社は、前2項による本サービスの提供停止を事前にサービス利用者へ通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後直ちに通知するものとする。
4. 第1項又は第2項に基づいて本サービスの提供が停止されたことによってサービス利用者が被った損害については、当社は一切責任を負わないものとする。

第20条（データの保存及び提出）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して取得し又は作成したサービス利用者の信用販売等に関連するデータを7年間保存し、決済サービス提供者からその提供を求められた場合、これを提供するものとする。
2. サービス利用者が決済サービス提供者から、サービス利用者が行った信用販売等に関する情報の提出の要請を受けた場合、当社はこれに協力するものとし、前項に基づき当社が保存している情報をサービス利用者に対して提出するものとする。

第21条（記録の保管、調査等）

サービス利用者は、商品等の発送記録を整備し、運送会社の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等を保管するとともに、

買主からの商品受領書及び商品の発送を証する証拠その他関係書類又はデータを自己の責任のもと7年間保管し、当社又は決済サービス提供者の要請があるときはいつでもこれらを提示するものとする。

第22条 (資料提供・調査等)

1. サービス利用者は、当社又は決済サービス提供者から本サービスの運用に必要となる情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
2. 当社は、必要に応じてサービス利用者の事業所内に立ち入り、サービス利用者による本契約の遵守状況を確認することができるものとする。
3. サービス利用者は、当社と決済サービス提供者との間で締結された契約（もしあれば）に定める事項について、決済サービス提供者から調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

第23条 (情報の取扱い)

1. サービス利用者及び当社は、本契約の存在、内容及び本契約の履行に関して知り得た相手方、決済サービス提供者、買主、買主及びサービス利用者間の信用販売等に関する情報（個人情報の保護に関する法律で定める個人情報に該当するか否かを問わず、以下「本件情報」という。）を秘密として保持し、第三者に開示してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 本契約に基づく場合
 - (2) 事前に相手方の書面による承諾を得た場合
 - (3) 法令、行政機関又は裁判所の命令より開示が要求された場合
 - (4) 本契約に関して本件情報を取得した時点で既に公知のもの、又は本件情報の取得後、当該情報を取得した当事者の責によらずして公知となったもの
2. サービス利用者及び当社は、本件情報を加盟店契約又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、前項第2号又は第3号に該当する場合はこの限りでない。
3. サービス利用者及び当社は、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合、当該委託先に第1項、及び第2項（当社の委託先に対しては、これらに加えて第4項）と同様の義務を課すものとする。
4. 当社は、前3項の規定にかかわらず、本サービスの運営に必要な範囲で、当社のグループ会社または守秘契約を締結した提携会社との間で、サービス利用者に関する情報を交換することができる。
5. 当社は、本件情報が「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項で定める個人情報に該当する場合、当該情報の性質に応じ、法令、当社に適用される各種ガイドライン、PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard assessments) および当社が自ら定めた個人情報保護方針等の安全管理基準に従い、適切な管理を行うものとする。サービス利用者は、当社の定める安全管理基準が、個人情報保護のために十分な内容でない」と判断した場合、当社に対して、サービス利用者の定める安全管理基準に従って管理を行うことを勧告することができるものとし、当社は当該勧告を受けた場合は当該勧告の内容に関してサービス利用者と協議するものとする。

第24条 (第三者への委託)

1. サービス利用者及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。
2. サービス利用者及び当社の委託先の行為は、本規約適用上、委託をした当事者の行為とみなされるものとする。
3. 当社は、本サービス提供のための業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとする。

第25条 (権利義務の譲渡等)

1. サービス利用者及び当社は、各自、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく自己の権利義務又

は本契約上の地位を第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保に供してはならない。

2. サービス利用者は、第三者を売主とする取引について本サービスを利用することはできず、名義貸しその他名目の如何を問わず本契約に基づいて第三者に本サービスを利用させてはならない。

第26条 (賠償責任)

1. サービス利用者は、本契約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して、当社又は決済サービス提供者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責を負うものとする。
2. サービス利用者は、本契約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して、第三者との間で紛争が生じた場合には、すべてサービス利用者の責任のもとにこれを解決するものとし、当社及び決済サービス提供者に一切迷惑をかけるものとする。
3. 当社は、サービス利用者による事前の承諾なく本サービスの変更、中止、中断、廃止ができるものとし、これらの事由その他本サービスに関する事由によりサービス利用者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。
4. 当社は、通信回線又は当社の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、本サービスの運営に障害生じると判断した場合は、混乱防止のために必要となる措置を取ることができるものとし、これに関し生じたサービス利用者の損害について一切の責任を負わないものとする。
5. 理由の如何を問わず、当社がサービス利用者に対し、損害賠償義務を負う場合において、当社がサービス利用者に対して負担する損害賠償義務の上限額は、サービス利用者が本サービスの利用に際して当社に対して支払った利用料金、手数料等の直近3か月分とする。

第27条 (遅延損害金)

サービス利用者が本契約に基づく支払債務の履行を遅延した場合は、当該金額に対し、支払期日の翌日から支払満了日まで、年利14.6%の割合で遅延損害金を支払うものとする。なお、遅延損害金の計算は、年365日の日割計算により行うものとする。

第28条 (パスワードの管理等)

1. サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり当社より発行されたパスワードについて、第三者に知られぬよう管理し、定期的に当社所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置をサービス利用者の責任において行う。
2. サービス利用者は、本サービスの利用のための管理ページへのアクセスに際しては、当社所定の方法により、当社所定のIDおよびパスワードを入力しなければならぬものとする。当社は、当該ページへのアクセスについて、送信されたID及びパスワードがいずれもサービス利用者が登録したものである場合には、サービス利用者からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

第29条 (契約の解除)

1. サービス利用者及び当社は、相手方がその責めに帰すべき事由に基づいて本契約に違反した場合、相手方に相当の期間を定めて催告の上、本契約の全部または一部を解除することができる。
2. サービス利用者又は当社について本章第19条第1項第7号から第12号のいずれか1つの事由が生じた場合、相手方は、何らの催告なく直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。
3. 本契約の全部が解除された場合、その解除の原因を生じた当事者は、本契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、本契約に基づく債務を直ちに履行しなければならぬ。また、本契約の一部が解除された場合、その解除の原因を生じた当事者は、当該解除の対象となったサービスに関する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、当該債務をただちに履行しなければならぬ。なお、解除が効力を生じた日の翌日から支払済みまで年14.6% (年365日の日割計算) の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

第30条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とし、期間満了3か月前までいづれか一方の当事者から相手方に対し本契約を継続しない旨の通知が到達しない限り、同一条件で更新されてさらに1年間継続するものとし、更新後の有効期間についても同様とする。ただし、本章第20条及び第21条は本契約終了後も7年間、本章第23条、本章第36条及び本章第37条の効力は本契約終了後も有効に存続するものとし、本契約終了までに既に発生している金銭債権等の具体的な権利義務は本契約の終了によって影響を受けないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、サービス利用者及び当社は3か月前までに相手方に通知することにより、有効期間中であっても本契約の全部または一部を解約することができるものとする。
3. 第1項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれか1つに該当する場合、当社は、サービス利用者に書面によって通知することにより、直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとし、当該解約によりサービス利用者の利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとする。
 - (1) 当社が本サービスの円滑かつ適正な提供を図ることを目的として本サービスの細目的な事項に関し合理的な範囲で変更を行うために当社がサービス利用者に協議を求めたがサービス利用者がこれに応じなかった場合又はサービス利用者がこれに応じたが相当期間内に協議が整わず当該同意が得られなかった場合において、当社が本契約の継続を困難と認める場合
 - (2) 当社がカード会社からの要請又は関係法令の変更に対応するために本章第32条に基づき本規約の変更を行い、当該変更内容への同意を求めたがサービス利用者がこれに応じなかった場合
4. 本契約が事由の如何を問わず終了した後においても、本契約の終了の日までに当社が受信した信用販売等の申込に関するデータに係るサービス利用者の信用販売等については、なお本契約が有効に継続するものとして取り扱うものとする。

第31条 (契約終了に伴う措置)

1. 本契約の全部または一部が終了した場合、サービス利用者は、ただちに当該終了した範囲で本サービスを利用した商品等の販売、提供および取引の誘引行為を中止するものとする。
2. 本契約終了以前にサービス利用者が買主から取扱商品等の注文を受け、かつ本サービスが利用された取引については、本契約終了後においても本規約の規定に従って処理されるものとする。
3. 本契約の終了にあたって、当社は、サービス利用者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他サービス利用者が生じた損害について一切責任を負わないものとする。
4. 本契約の終了に際し、サービス利用者が、当社に対し、その保管するクレジットカード番号等に係る情報の返還を求め、又はサービス利用者が指定する第三者への移管を求めた場合、当該返還又は移管の時期、方法について協議の上、当社が承認した場合に限ってこれを行うものとする。
5. 前項に基づき、当社が保管するクレジットカード番号等に係る情報の返還又は移管を行う場合、当該返還又は移管に要する費用は、全額サービス利用者が負担するものとし、また当該返還又は移管に関し生じた紛争等についてはサービス利用者の責任において解決するものとし、当社に何らの迷惑も掛からないようにするものとする。

第32条 (規約の変更)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページ上で公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法でサービス利用者へ周知した上で、本規約を変更することができるものとする。
 - (1) 変更の内容がサービス利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2. 前項に基づく規約の変更の公表又は周知内容をお知らせした後、1ヶ月以内に異議を述べない場合、サービス利用者は変更内容および新規規約を承認したものとみなされることに異議のないものとする。

第33条 (連絡先)

1. サービス利用者は、本契約成立後に、自己の名称、本居所在地、又は連絡先の住所、電話番号、ファクシミリ番号若しくは電子メールアドレスその他当社に届け出た事項が変更された場合、直ちに、当該変更に関する資料を添えて、書面その他当社所定の方法によって相手方に届け出るものとする。
2. サービス利用者は、当社からのサービス利用者への通知等がサービス利用者から届出を受けている最新の連絡先へ宛てて発信された場合、当該通知等は当該連絡先へ通常到達すべき時に到達したとみなされることに同意する。

第34条 (協議事項)

本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、サービス利用者及び当社は、法令及び取引慣行に従う外、信義に従い誠実に協議して解決するよう努めるものとする。

第35条 (反社会的勢力との取引拒絶)

1. サービス利用者及び当社は、自己及び自己の親会社、子会社等の関係会社、並びにこれらの役員、従業員等（関係会社の役員、従業員を含む。）が、以下の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. サービス利用者及び当社は、自己及び自己の親会社、子会社等の関係会社、並びにこれらの役員、従業員等（関係会社の役員、従業員を含む。）が、以下の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 前項各号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. サービス利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 4. サービス利用者及び当社は、相手方が前3項に定める事項に反すると判断した場合は、当該相手方に対して当該事項に関する報告を求めることができるものとする。なお、この場合当該相手方は、報告を求められた日から1週間以内に報告書を提出しなければならないものとする。
 5. サービス利用者及び当社は、相手方が本条第1項から第3項の規定に違反していることが半明した場合、又は本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが半明し、信用販売等を継続することが不適切であると判断した場合、直ちに本契約を解除でき、解除された当事者は解除した当事者に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとする。その場合解除された当事者は、解除した当事者に生じた損害を賠償するものとする。
 6. 前項の規定により本契約を解除した場合でも、解除された当事者が解除した当事者に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとする。

第36条 (準拠法)

本契約は、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈、適用されるものとする。

第37条 (管轄の合意)

本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第2章 カード決済サービスに係る特約

第1条 (総則)

1. 本章は、サービス利用者が行う信用販売等における決済手段としてクレジットカード等（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他決済手段として用いられるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をい、以下に掲げるものをいう。以下、本章において同じ。）が利用された場合の当社とサービス利用者との間の契約関係を定めるものである。
 - ・JCB、American Express 又はDiners のブランドが付されているクレジットカード等
(ただし当社が発行するJCBブランドが付されているクレジットカード等を除く)
2. 前項に関わらず、本章第15条の規定については、クレジットカード等の種類を問わず、サービス利用者が行う信用販売等における決済手段としてクレジットカード等が利用された場合について適用されるものとする。

第2条 (本章の適用)

1. 本章の規定は、サービス利用者が本サービス（本章第3条第1号で定義される）の利用をする場合に適用されるものとする。
2. サービス利用者は、本サービスの利用に当たっては、当社に対して以下の各号に掲げる代理権及び代行権を授与するものとし、その実施を当社に委託するものとする。
 - (1) 加盟店契約の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) 決済サービス提供者に対して行う届出、決済サービス提供者からサービス利用者への通知又は送付書類その他の情報の受領
 - (3) サービス利用者が行った信用販売等に関し、決済サービス利用者に対して行った売上請求に対して支払われる金銭の受領
 - (4) その他、当社及びサービス利用者が合意した事項
3. 当社は、前項の受託業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。なお、当社がクレジットカード番号等の取扱いに関して業務委託する場合には、当社はその委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第3条 (用語の定義)

本章における用語の定義は、以下のとおりとする。なお、本章において特段の定義がない用語については第1章で定義された意味と同じ内容で用いられるものとする。

(1)	本サービス	サービス利用者が行った信用販売等の決済手段として、クレジットカードが用いられた場合に、当社が提供するサービスその他サービス利用者が信用販売等における決済手段としてクレジットカードを導入することから導入後の利用に関して当社がサービス提供者が行うべき措置を包括的に代行すること
(2)	本サービス利用店舗	本サービスを利用してサービス利用者が取扱商品等を買主に対して販売または提供するウェブサイト

第4条 (申込みおよび届出事項)

1. サービス利用者は、当社所定の方法で本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承認したときから本サービスを利用することができるものとする。
2. サービス利用者は、本サービスの利用の申込みにあたり、当社所定の方法で以下の事項をあらかじめ当社に届け出るものとし、届け出た事項に変更がある場合は、事前に当社に対して当社所定の方法でその旨を届け出なければならぬ。なお、届出を怠ったことに起因する損害については、サービス利用者とその全責任を負うものとする。

- (1) 氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人の場合は商号又は名称、本店所在地、電話番号、法人番号、並びに代表者の氏名及び生年月日）
 - (2) 取引の種類、取扱商品等
 - (3) 本サービス利用にあたっての責任者（以下「管理責任者」という。）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他当社所定の事項
 - (4) 代金の決済方法
 - (5) 振込先金融機関口座情報
 - (6) その他当社が指定するサービス利用者の業務に関する事項
3. 当社が前項より届出のあったサービス利用者の住所に書面を郵送した場合には、サービス利用者の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または逕に達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
 4. 当社が第1項より届出のあったサービス利用者の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出メールアドレス」という）に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは当サービス利用者が受信した時点または当社による送信後24時間の経過のいずれか早い時点で到達したものとみなす。
 5. 当社がサービス利用者に対し、当社のサービス内の当社所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に電子メールにより通知した場合、サービス利用者は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、サービス利用者による確認または当該電子メールが前項より到達したとみなされた時点から24時間の経過のいずれか早い時点で当該連絡事項はサービス利用者へ到達したものとみなす。

第5条（クレジットカード会社との加盟店契約）

1. サービス利用者は、本サービスの利用に関し、決済サービス提供者との間で決済サービス提供者が策定する加盟店規約（名称の如何を問わず、決済サービス提供者が定める決済サービス提供者とサービス利用者との間におけるクレジットカード利用時の契約条件を定める規約を意味するものとする。以下、本章において同じ。）の適用を受け、決済サービス提供者との間で加盟店契約を生ずるものとし、加盟店規約の改定が行われた場合には、その改定後の内容の適用を受けるものとする。ただし、加盟店規約と本契約の規定内容が相互に矛盾抵触する場合においては、本契約の規定内容が優先的に適用されるものとする。
2. サービス利用者は、自らに適用される加盟店規約の内容を遵守するものとし、サービス利用者が加盟店規約の規定されている事項に違反しているおそれがある場合その他加盟店契約に基づく義務履行として必要と認められる場合、当社はサービス利用者に対し調査を求めることができるものとし、サービス利用者はこれに応ずるものとする。この場合において、当社がサービス利用者に対し必要な資料の提出を求めた場合、サービス利用者は7日以内に提出するものとする。また、調査の結果、当社は必要に応じサービス利用者に対し、加盟店規約を遵守するための是正を求めることができるものとし、サービス利用者はこれに応ずるものとする。
3. サービス利用者は、サービス利用者と決済サービス提供者との間での加盟店契約の成立に先立って、決済サービス提供者による加盟店審査があること、および審査の結果、加盟店契約の締結ができず本サービスを利用できない場合があることをあらかじめ了承する。なお、加盟店契約が締結できない場合でも、当社及び決済サービス提供者は、サービス利用者に対して一切責任を負わないものとする。
4. サービス利用者と決済サービス提供者との間に成立した加盟店契約は、当社と決済サービス利用者との間で締結する当社を代表加盟店とする包括代理加盟店契約が終了した場合には、それに準じて終了するものとする。この場合、当社と決済サービス提供者との間での契約終了の理由の如何を問わず、当社は、サービス利用者に対して何らの責任も負わないものとする。
5. サービス利用者は、サービス利用者が本規約の各条項に違反するときは、決済サービス提供者とサービス利用者間に成立する加盟店契約の違反をも構成し、同契約に従い責任を負う場合があることを了承する。
6. 当社は、本サービス提供のため、またはその他の理由により、決済サービス提供者たるカード会社の一部または全部を変

更または自助することができるものとし、この場合、サービス利用者はその手続のために必要となる書類その他を当社の求めに応じて提出するものとする。サービス利用者と、同一ブランドのカードを取り扱う複数の決済サービス提供者たるカード会社との間で加盟店契約が成立した場合、当該カードブランドを取り扱ういずれの決済サービス提供者たるカード会社を本サービスにかかるとする個々の取引について決済を行うカード会社とするかの決定は、当社の裁量のもとに行うものとする。

第6条（申込受付の方法）

1. サービス利用者は、商品等への申込みの受付を行うときは、買主に以下の申込データを送信させるものとする。
 - (1) クレジットカード等の会員番号
 - (2) クレジットカード等の有効期限
 - (3) クレジットカード等による代金の支払方法
 - (4) その他当社が必要と認めた事項
2. サービス利用者は、前項に基づき送信させたクレジットカードに関する情報については、自らが取得することなく、当社又は当社の委託先により取得させるものとし、サービス利用者自らがクレジットカードに関する情報を一切取り扱わないものとする。かかる対応を実施するため、サービス利用者は当社の指図に従い、当社所定の措置（当社が指定する委託先のシステムへのシステム接続を含むがこれに限られない。）を講ずるものとする。
3. サービス利用者は、第1項の申込みを受け付けたときは、買主から送信させた第1項各号の申込データのうち、当社が指定する申込データ、買主との通信及び取引処理経過を記録し、当社が廃棄することを認めるまでの間、保管するものとする。

第7条（クレジットカード情報の漏えい時の対応）

1. 前条第2項の規定に関わらず、システム接続の不備その他の理由により、サービス利用者から買主のクレジットカードに係る情報が漏洩等することにより、買主その他の第三者との間で紛争が生じた場合には、サービス利用者は当該漏洩等の事実を速やかに書面をもって当社に報告するものとし、自らの責任と負担において当該紛争を解決し、当社及び決済サービス提供者たるカード会社に対して一切迷惑をかけるものとする。
2. サービス利用者は、前項の事実が発生した場合、当社による再発防止のために必要な措置を講ずることについての指導を受け、これに従うものとする。

第8条（損失負担）

クレジットカードの名義人以外の者を、正当に当該クレジットカードを保有している者と誤認して取引を行ったことにより生じる紛争については、すべてサービス利用者がその責任と費用において解決するものとし、当社及び決済サービス提供者たるカード会社は一切迷惑をかけるものとする。

第9条（支払区分）

本サービスを利用したクレジットカードによる支払において、買主が採用することができる代金の支払区分は、別途当社又は決済サービス提供者たるカード会社が定めるとおりとし、当該カード会社の判断により、分替払い等の支払区分を利用することができない場合があることを、サービス利用者はあらかじめ了承するものとする。

第10条（カード会社からの支払）

1. 決済サービス提供者たるカード会社から加盟店規約に基づきサービス利用者に対して支払われる金員については、当社がサービス利用者を代理してカード会社より受領する。なお、当社が代理受領した金員をサービス利用者へ引き渡すまでの期間については、利息は発生しないものとする。

- サービス利用者は、当社が前項の代理受領権限を喪失した場合であっても、支払期日の30営業日前までに、サービス利用者が決済サービス提供者たるカード会社に対して当社の代理受領権限喪失を通知しない限り、当該カード会社前項に基づき当社で譲渡代金の支払を行うことにより当該譲渡代金を弁済したとみなされ免責されることを、あらかじめ異議なく承諾するものとする。
- 前項の規定は、本契約が終了した場合であっても効力を有するものとする。当社は、サービス利用者に対し金銭債権を有するときは、第2項に基づき代理受領した金員のサービス利用者への支払額から当該債権額を差し引くことができるものとする。

第11条（カード会社による支払拒絶、留保）

サービス利用者は、加盟店規約に基づき決済サービス提供者たるカード会社が加盟店規約に基づくサービス利用者に対する金員の支払を拒絶し、又は取り消した場合、当該処理の対象となる信用販売等に係る代金債権に関する支払について、当社がサービス利用者に対して何らの義務も負わないことをあらかじめ承諾する。

第12条（取消し等に伴う精算）

決済サービス提供者たるカード会社が加盟店規約に基づきサービス利用者に対して支払った金員について、その原因を取り消したことに基づき、精算処理を行う場合において、当該カード会社に対する支払又は当該カード会社による相殺は、すべて当社が代理又は代行してこれを行うものとする。

第13条（差押えの場合の処理）

サービス利用者が決済サービス提供者たるカード会社に対して取得する、売上金に係る債権（以下「売上債権」という。）について差押え、滞納処分があった場合、当社及び当該カード会社は、当該売上債権を当該カード会社所定の手続きに従って処理するものとし、当社及び当該カード会社は当該手続きによる限り当該売上債権に係る遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第14条（不正アクセスの禁止）

サービス利用者は、その責において、本契約にかかわるクレジットカード取引以外の目的で承認番号の照会など当社及び決済サービス提供者たるカード会社のシステムに不正にアクセスしないものとする。

第15条（オプションサービス）

- サービス利用者は、本サービスに付帯するオプションサービスとして別紙1-1に記載する各種サービスの提供を受けることができるものとする。
- 前項に掲げる各種オプションサービス内容及び提供条件については別紙1-1にて定めるところによるものとする。
- 本章第1条及び本章第2条第1項の規定にかかわらず、サービス利用者が選択し、当社がその利用を承諾したオプションサービスについては、サービス利用者が利用を受け付けたクレジットカード等に付帯する国際ブランドの種別を問わず、また本章の他の規定の適用の開始の有無を問わず、利用できるものとする。

第16条（顧客との紛争）

サービス利用者は、買主から当社又は決済サービス提供者たるカード会社に直接苦情等の申出があった場合には、当社又は当該カード会社の行う調査に協力するものとし、調査の事実や事由等必要な事項について認定審判販売協会が有する加盟店情報交換制度に登録されることを承諾するものとする。

第17条（手数料）

- サービス利用者は、本サービスの利用（オプションサービスの利用を含む。）に関し、当社が別途定める決済手数料（以下

「決済手数料」という)を当社に支払うものとする。

2. 決済手数料は、当社がサービス利用者を代理してカード会社から受領する代金から決済手数料相当額及びそれにかかる消費税相当額を差し引くことにより支払われるものとする。なお、当社が決済サービス提供者たるカード会社から受領する代金の総額が決済手数料及び消費税の額を満たさない場合は、サービス利用者は、当社の定める期日までに当社が指定する銀行口座に不足分の金額を振り込むことにより支払うものとする。この場合の支払に要する費用はサービス利用者の負担とする。

第 18 条 (サービス利用者の義務)

サービス利用者は、通販販売を行うことに関し、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員との契約上のトラブルが発生した際、信義則に反して一方的に会員が不利にならないように取り計らうものとし、当社及びサービス利用者が責任を取り得ない範囲について買主が理解できるよう明示すること。
- (2) 買主からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置の上、買主に当該窓口への連絡手段を告知し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと。
- (3) サービス利用者の作成した販売条件や商品等の説明等を含む広告の表示内容に基づく瑕疵のない商品等の販売、提供を行うこと。
- (4) 買主に対し、購入の申込み、承諾の仕組みを明示し、会員が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じること。
- (5) 電子商取引にあつては、買主との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。

第 19 条 (カードに関する情報等の機密保持)

1. サービス利用者は、本契約及び加盟店契約に基づいて知り得たカード会員番号その他のクレジットカード及び買主に関する情報並びに本契約に定める手数料率を含む当社及び決済サービス提供者たるカード会社の営業上の機密を他に漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的で使用してはならないものとする。
2. サービス利用者は、前項の情報に第三者に漏洩することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
3. サービス利用者は、第 1 項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに当社及び決済サービス提供者たるカード会社に連絡するものとする。
4. 当社及び決済サービス提供者たるカード会社は、サービス利用者から第 1 項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的理由がある場合には、サービス利用者に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、サービス利用者はこれに誠意をもって協力するものとする。
5. サービス利用者は、第 3 項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとする。
6. サービス利用者は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとする。なお、サービス利用者は、再発防止策の策定後および実施後直ちに当社及び決済サービス提供者たるカード会社に書面でその内容を通知するものとする。
7. サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社又は決済サービス提供者たるカード会社にカード会員番号その他のカード及び買主に関する情報が係る漏洩事故等による損害が発生した場合には、当社及び当該カード会社は、サービス利用者に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
8. 本条の規定は、本契約及びサービス利用者と決済サービス提供者たるカード会社との間でのカード加盟店加盟店が終了した後も効力を有するものとする。

第 20 条 (賠償責任)

サービス利用者は、加盟店契約において、当社が本契約に関連して決済サービス提供者たるカード会社又は提携するクレジット

カード会社に損害を与えた場合には、当社とサービス利用者が連帯して当該損害の賠償について責任を負う旨を定めていることを確認し、当社がかかる連帯債務を履行した場合には、当該カード会社又は提携するクレジットカード会社に支払った金額並びにこれに関連して当社が負担した一切の損害及び費用（弁護士費用を含む。）を補償することを約する。

第 21 条（中途解約）

当社及びサービス利用者は、本章に係る本契約期間中であっても、相手方に対して3か月前までに通知することにより、本章に係る本契約を解約することができるものとする。

第3章 コンビニ払いに関する特約

第1条（総則）

本章は、楽天カード決済代行サービス利用規約の一部となるものであり、信用販売等に係る決済手段としてコンビニ収納代行サービスが用いられた場合に適用されるものである。本章に定めのない事項については楽天カード決済代行サービス利用規約が適用される。

第2条（用語の定義）

本章における用語の定義は、以下のとおりとする。なお、本章において特段の定義がない用語については第1章で定義された意味と同じ内容で用いられるものとする。

(1)	コンビニ収納代行サービス	コンビニ収納代行サービス利用店舗において支払方法として選択することができる決済サービス
(2)	PAYSLE決済サービス	コンビニ収納代行サービスのうち、買主が、当社所定のコンビニエンスストアで、必要な情報として支払用バーコードを提示するものであって、コンビニ収納代行サービス利用店舗において支払方法として選択することができる決済サービス
(3)	コンビニ収納代行サービス利用店舗	コンビニ収納代行サービスを利用してサービス利用者が取扱商品等を顧客に対して販売または提供するウェブサイト
(4)	収納事業者等	コンビニ収納代行サービスにおいて買主から支払われる代金を代理受領する事業者
(5)	管理画面	コンビニ収納代行サービスの実施にあたり、当社または決済サービス提供者が提供するシステム上の当社所定の管理画面

第3条（申込みおよび届出事項）

- サービス利用者は、コンビニ収納代行サービスの利用にあたり、本特約に同意のうえ当社所定の方法により利用の申込みを行うものとし、当社による当該申込みへの承諾をもって本特約に基づきコンビニ収納代行サービスの利用が可能となるものとする。
- サービス利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社がコンビニ収納代行サービスの利用に係る申込みを承諾しない場合があることに異議を述べないものとする。
 - サービス利用者が虚偽の申告をした場合
 - サービス利用者の出店ページの運営または顧客との取引の遂行につき、または技術上の問題があると当社が判断した場合。
 - その他、与信等の観点からコンビニ収納代行サービスの利用につき不相当と当社が判断した場合。
- サービス利用者は、申込み後に第1項に基づき当社に届け出た事項に変更が生じた場合、すみやかに当社所定の方法で当該変更につき当社に通知するものとする。
- サービス利用者は、第1項および前項により当社に通知された事項について、当社を通じて決済サービス提供者に対し開示される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

第4条（コンビニ収納代行サービスの利用）

- サービス利用者は、コンビニ収納代行サービスを本章の定める目的の範囲内で、かつ本章に違反しない範囲で利用することができるものとする。
- サービス利用者は、本契約は、本章に定める場合を除き、当社、決済サービス提供者または収納事業者等が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について、何らの処分または使用を許諾するものでないことを確認する。

3. サービス利用者は、コンビニ収納代行サービスを支払方法として選択した場合の手数料、商品発送等の条件について、コンビニ収納代行サービスを利用してサービス利用者が取扱商品等を買主に対して販売または提供するコンビニ収納代行サービス利用店舗にこれを明示するものとする。
4. 当社は、サービス利用者に対して支払いに必要となる取引番号等（PAYSL E決済サービスにおいては支払用バーコードを含む。以下同じ。）を通知するものとし、サービス利用者は、買主に対して当該取引番号等を通知するものとする。なお、サービス利用者が本頁に定める通知を怠ったことに起因する損害について、当社は一切責任を負わないものとする。
5. サービス利用者は、支払方法としてコンビニ収納代行サービスが利用された場合の取引代金に係る代理受領権を当社に授与するものとする。サービス利用者は、当社が指定した場合には、収納事業者等がその委託先を通じて代理受領業務を行っていることを明示するものとする。
6. サービス利用者は、収納事業者等がコンビニ収納代行サービスにおいて買主から支払われる代金を代理受領した場合に当該収納事業者等に対して取得する代金引渡請求権に係る代理受領権を当社に授与するものとする。

第5条（禁止事項）

サービス利用者は、コンビニ収納代行サービスの利用にあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないものとする。

- (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
- (2) 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金またはタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
- (3) 危険物、譲渡不能物、有価証券、武器、輸出規制品、その他公序良俗に反する商品等の販売または提供
- (4) 詐欺行為
- (5) コンビニ収納代行サービスを本規約に定める代金決済以外の目的以外で使用する行為、およびコンビニ収納代行サービスの運営に支障を与える行為
- (6) 公序良俗に反する文書、画像等を送信または表示する行為
- (7) 無償専講（ねずみ講）を開設し、またはこれに勧誘する行為
- (8) その他、法令に違反し、または他人に不合理に不利益を与える行為
- (9) 当社、決済サービス提供者または収納事業者等のイメージを低下させる行為
- (10) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを貼る行為
- (11) 自己の開設するホームページにおいて、収納事業者等の開設するホームページを当事者の許可なくリンクする行為

第6条（代金の支払い）

1. 当社は、収納事業者等を通じ代理受領した代金を取りまとめ、当社が別途定める支払日に本章第3条第1項および第3項に基づき代金の振込先としてサービス利用者が代金の振込先として届け出た金融機関の口座に振り込んで支払う。
2. サービス利用者の当社に対する未払債務があるときは、その支払期限にかかわらず、当社が何らの通知なく前頁に基づきサービス利用者から当該未払債務の額を差し引くことができる。

第7条（サービス利用料）

1. サービス利用者は、コンビニ収納代行サービスの利用に関し、当社が別途定めるサービス利用料を支払う。
2. サービス利用料は、当社が本契約に基づきサービス利用者から支払うべき商品等の代金からサービス利用料およびそれにかかる消費税相当額を差し引くことにより支払われるものとする。なお、当社が決済サービス提供者から受領する代金の総額がサービス利用料および消費税額に満たない場合は、サービス利用者は当社の定める期日までに当社が指定する金融機関の口座に不足分の金額を振り込むことにより支払わなければならない。この場合の支払に要する費用はサービス利用者の負担とする。
3. 買主が商品等の代金を支払うにあたり、収納事業者等が買主に発行する領収書に収入印紙を必要とする場合、当該収入印

紙にかかる費用はサービス利用者の負担とする。なお、収納事業者等が立て替え負担した当該収入印紙の代金については、前項によるサービス利用料の支払いとあわせ当社に支払われるものとする。

第8条（取引の取消等）

1. サービス利用者は、買主との間の取引が、買主による代金の支払いよりも前に取消、キャンセル、解除その他の事由により消滅又は失効したときは、当社所定の方法により速やかに当該事実を当社に通知するものとする。
2. 買主との間の取引の消滅又は失効が、買主による商品等の代金の支払いよりも後であった場合、サービス利用者は当該買主と返金の方法について協議のうえ、自己の責任と費用において当該買主への返金を行うものとする。
3. 当社は受領済みの決済手数料の返金を行わないものとする。
4. 当社は、本条の第1項および第2項に定める取引の取消および返金により生じたサービス利用者または買主の損害につき、一切その責めを負わないものとする。

第9条（購入記録の利用）

第1章第23条2項に関わらず、当社、決済サービス提供者および収納事業者等は、商品等の購入に関する情報をコンビニ収納代行サービスおよび当社の提供するサービスの向上のために利用することができる。

第10条（賠償責任）

当社は、通話回線または当社、決済サービス提供者もしくは収納事業者等の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、コンビニ収納代行サービスの運営の障害について一切の責任を負わないものとする。

第11条（コンビニ収納代行サービスの停止）

サービス利用者は、当社、決済サービス提供者または収納事業者等によるサーバ、ソフトウェア、その他の設備にかかる点検、修理、補修、改良等、または通話回線等の事故、障害、その他当社がやむを得ないと判断した場合に、事前にサービス利用者に通知されることなくコンビニ収納代行サービスが一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。なお、サービス利用者は当該停止につき当社または決済サービス提供者に対して損害の補償等を求めないものとする。

第4章 コード決済等に関する特約

第1条 (総則)

本章は、サービス利用者が行う信用販売等における決済手段としてコード決済等が用いられた場合に適用されるものである。

第2条 (本章の適用)

- サービス利用者は、本サービスの利用に当たっては、当社に対して以下の各号に掲げる代理権及び代行権を授与するものとし、その実施を当社に委託するものとする。
 - 加盟店契約の締結及びこれに付随する一切の行為
 - 決済サービス提供者に対して行う届出、決済サービス提供者からサービス利用者への通知又は送付書類その他の情報の受領
 - 決済サービス提供者に対する決済情報の送信および決済サービス提供者との確認
 - 決済サービス利用者が行った信用販売等に関し、決済サービス提供者に対して行った売上請求に対して支払われる金銭の受領
 - 決済サービス提供者に対する売上債権の譲渡および売上債権の買戻し
 - 決済サービス提供者に対して支払うべき金銭（コード決済等の手数料を含む。）の支払条件の合意、決済サービス提供者に対する金銭の支払い、金銭の精算および精算後の金銭の回収
 - その他、当社及び決済サービス提供者が合意した事項
- 当社は、前項の受託業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。

第3条 (用語の定義)

本章における用語の定義は、以下のとおりとする。なお、本章において特段の定義がない用語については第1章で定義された意味と同じ内容で用いられるものとする。

(1)	加盟店情報	決済サービス提供者の指定する ID、パスワードその他コード決済等を利用するために必要なサービス利用者に関する情報
(2)	決済関連情報	コード決済等により決済された額、件数、決済の履歴および決済サービス提供者がサービス利用者に対してカード関連情報（買主のカード番号、カードの有効期限、カードのセキュリティコードまたはカード会社に登録された顧客の氏名、電話番号など、カードを利用するために必要な情報）に代えて提供するコードなどの決済に関連する情報
(3)	注文関連情報	コード決済等により決済された商品等の金額その他の注文に関連する情報
(4)	代金決済システム	コード決済等の提供のために決済サービス提供者が運用するシステムをいう。
(5)	GW事業者	代金決済システムと当社システムの接続を仲介する事業者をいう。

第4条 (申込みおよび届出事項)

- サービス利用者は、コード決済等の利用にあたり、本章及びサービス提供者が別途定める加盟店規約（名称の如何を問わず、決済サービス提供者が定める決済サービス提供者とサービス利用者との間におけるコード決済等利用時の契約条件を定める規約を意味するものとする。以下、本章において同じ。）に同意のうえ当社所定の方法により利用の申込みを行うものとし、当社による当該申込みへの承諾をもって本章に基づきコード決済等の利用が可能となるものとする。
- サービス利用者は、コード決済等の利用の申込みにあたり、当社所定の方法で以下の事項をあらかじめ当社に届け出るものとし、届け出た事項に変更がある場合は、事前に当社に対して当社所定の方法でその旨を届け出なければならぬ。なお、届出を怠ったことに起因する損害については、サービス利用者がその全責任を負うものとする。

- (1) 商号または名称
 - (2) 本店所在地、主たる事務所若しくは営業所の所在地
 - (3) コード決済等利用にあたっての責任者の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他当社所定の事項
 - (4) 振込先金融機関口座情報
 - (5) その他当社が指定するサービス利用者の業務に関する事項
3. サービス利用者は、次の各号に定める事項に同意するものとする。
- (1) 本サービスの利用にあたっては、加盟店規約に同意し、加盟店契約を締結・遵守する必要があり、決済サービス提供者の審査の結果により、加盟店契約が締結できない場合があること。
 - (2) 決済サービス提供者が加盟店情報、決済関連情報および注文関連情報を当社に開示提供すること。
 - (3) 決済関連情報および注文関連情報は、当社がサービス利用者へ提供すること。
 - (4) コード決済事業者が提供するコード決済等の機能の一部をサービス利用者が使用できない場合があること。
 - (5) サービス利用者が当社に対し、加盟店契約に基づいて決済サービス提供者から支払われる商品等代金をサービス利用者へ代わって受領するとともに、サービス利用者が支払う手数料を加盟店へ代わって支払う権限（以下「収納代行権限」という。）を付与する必要があること。
 - (6) 当社と決済サービス提供者との間の契約が終了したときは、サービス利用者が本サービスの利用を継続できなくなる場合があること。
 - (7) 当社と決済サービス提供者との間の契約または加盟店規約等において定めのない事項について、当社と決済サービス提供者との間で誠意をもって行った協議の結果のうち、サービス利用者に関する事項を遵守すること。
4. サービス利用者は、申込み後に第1項に基づき当社に届け出た事項に変更が生じた場合、すみやかに当社所定の方法で当該変更につき当社に通知するものとする。
5. サービス利用者は、第1項および前項により当社に通知された事項について、当社を通じて決済サービス提供者に対し開示される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。
6. サービス利用者は、決済サービス提供者に対する問い合わせがある場合は、当社へ通知を行い、当社から決済サービス提供者へ報告を行い、当該をサービス利用者へ通知するものとする。

第5条（コード決済等の利用）

1. サービス利用者は、コード決済等を本章の定める目的の範囲内で、かつ本章に違反しない範囲で利用することができるものとする。
2. サービス利用者は、本契約は、本章に定める場合を除き、当社または決済サービス提供者が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について、何らの処分または使用を許諾するものではないことを確認する。
3. 当社は、本件システムと代金決済システムと接続して注文関連情報および決済関連情報に関するデータ等の送受信を行い、本件システムの稼働を管理する。
4. 当社は、代金決済システムから注文関連情報および決済関連情報等を取得し、サービス利用者に対して当該注文関連情報および決済関連情報等を提供する。

第6条（禁止事項）

サービス利用者は、コード決済等の利用にあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないものとする。

- (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
- (2) 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金またはタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
- (3) 危険物、譲渡不能物、有価証券、武器、輸出規制品、その他公序良俗に反する商品等の販売または提供
- (4) 詐欺行為

- (5) コード決済等を本規約に定める代金決済以外の目的以外に使用する行為、およびコード決済等の運営に支障を与える行為
- (6) 公序良俗に反する文書、画像等を送信または表示する行為
- (7) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれに勧誘する行為
- (8) その他、法令に違反し、または他人に不合理に不利益を与える行為
- (9) 当社、決済サービス提供者等のイメージを低下させる行為
- (10) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを貼る行為

第7条（代金の支払い）

1. 当社は、決済サービス提供者を通じ代理受領した代金を取りまとめ、当社が別途定める支払日に本章第4条第2項に基づき代金の振込先としてサービス利用者が代金の振込先として届け出た金融機関の口座に振り込んで支払う
2. サービス利用者の当社に対する未払債務があるときは、その支払期限にかかわらず、当社は何らの通知なく前項に基づきサービス利用者から当該未払債務の額を差し引くことができる。

第8条（調査協力等）

1. サービス利用者は、法令等、加盟店契約その他コード決済等を利用するにあたり決済サービス提供者が定めるガイドライン等を遵守するものとする。
2. サービス利用者は、当社がサービス利用者に対し、業務内容、サービス利用者によるコード決済等の利用状況、商品等の内容、決済関連情報または注文関連情報、または買主個人情報等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告または資料の提示（以下「調査等」という）を求めた場合、直ちにこれに応じるものとする。

第9条（サービス利用料）

1. サービス利用者は、コード決済等の利用に関し、当社が別途定めるサービス利用料を支払う。
2. サービス利用料は、当社が本契約に基づきサービス利用者から支払うべき商品等の代金からサービス利用料およびそれにかかる消費税相当額を差し引くことにより支払われるものとする。なお、当社が決済サービス提供者から受領する代金の総額がサービス利用料および消費税額を満たさない場合は、サービス利用者は当社の定める期日までに当社が指定する金融機関の口座に不足分の金額を振り込むことにより支払わなければならない。この場合の支払に要する費用はサービス利用者の負担とする。

第10条（取引の取消等）

1. サービス利用者は、買主との間の取引が、買主による代金の支払いよりも前に取消、キャンセル、解除その他の事由により消滅又は失効したときは、当社所定の方法により速やかに当該事実を当社に通知するものとする。
2. 買主との間の取引の消滅又は失効が、買主による商品等の代金の支払いよりも後であった場合、サービス利用者は当該買主と返金の方法について協議のうえ、自己の責任と費用において当該買主への返金を行うものとする。
3. 当社は受領済みの決済手数料の返金を行わないものとする。
4. サービス利用者は、加盟店規約に基づき決済サービス提供者が加盟店規約に基づくサービス利用者に対する金員の支払を拒絶し、又は取り消した場合、当該取引の対象となる代金債権に関する支払について、当社がサービス利用者に対して何らの義務も負わないことをあらかじめ承諾する。
5. 当社は、本条の第1項および第2項に定める取引の取消および返金により生じたサービス利用者または買主の損害につき、一切その責めを負わないものとする。

第 11 条（賠償責任）

1. 当社は、通信回線または当社、決済サービス提供者もしくはGW事業者等の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、コード決済等の運営の障害について一切の責任を負わないものとする。
2. 決済サービス提供者から当社に対して支払われた一切の金銭について、紛争や疑義が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。
3. サービス利用者は、加盟店規約において、当社が本契約に関連して決済サービス提供者に損害を与えた場合には、当社とサービス利用者が連帯して当該損害の賠償について責任を負う旨を定めていることを確認し、当社がかかる連帯債務を履行した場合には、当該決済サービス提供者に支払った金額並びにこれに関連して当社が負担した一切の損害及び費用（弁護士費用を含む。）を補償することを約する。

第 12 条（コード決済等の停止）

サービス利用者は、次の各号の位置に該当する事由が発生した場合、事前にサービス利用者に通知されることなくコード決済等が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。なお、サービス利用者は当該停止につき当社または決済サービス提供者に対して損害の補償等を求めないこととする。

- (1) 決済サービス提供者のサーバ等のシステムの定期点検、保守、システムの設置場所の保守その他管理上やむを得ない場合
- (2) 非常事態の発生により通信需要が著しく増加する等のため、緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要があると当社が判断した場合
- (3) 前二号に定める他、当社の実施しているサービス（本規約に規定するサービスに限定されない）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合
- (4) コード決済等の不正利用が発生した、または発生するおそれがある等の事情により、当該不正利用を防止するために必要と判断した場合

別紙 1-1 (本規約第 2 章「第 15 条 (オプションサービス)」関係)

1. 「第 2 章 カード決済に係るサービス特約」の「第 15 条 (オプションサービス)」に定める本サービスに付帯するオプションサービスは以下のとおりである。

- (1) 属性確認サービス
- (2) 洗替サービス
- (3) 本人認証サービス

2. 前項に掲げる各種オプションサービスの内容及び提供条件はそれぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 属性確認サービス

<サービス内容>

買主が信用販売等における決済手段として、当社が発行するカードを利用した場合に、当社の保有するカード会員情報と買主がサービス利用者に対し申し出た情報を当社が照合（以下「属性確認処理」という。）することを内容としたサービス。

<免責>

当社が属性確認処理を実施する際にご利用するカード会員情報は、当社のカード会員が当社に対して、最後に申し出た情報であり、必ずしも最新の情報であることを約するものではなく、これに起因してサービス利用者と買主間に紛議等が生じても当社は一切の責任を負わないものとする。

<利用料金>

別途当社と合意した金額

- (2) 洗替サービス

<サービス内容>

当社において取扱い可能なカード会社が発行するクレジットカード等の有効性を確認するために以下の(ア)及び(イ)に掲げる業務を行うことを内容としたサービス。

(ア) 有効性ファイルの送受信業務 (洗替処理)

- A) サービス利用者は、当社に対し、当社所定の日時において、当社所定のフォーマットにより、クレジットカード等の番号及び有効期限その他当社所定の情報を記録したファイルを提供する。
- B) 当社は、カード会社に対し、当社所定の日時において、上記ファイルを提供する。
- C) 当社は、クレジットカード等の番号及び有効期限の変更の有無について、カード会社が確認をした結果（クレジットカード等の番号及び有効期限に変更があった場合には必要に応じてこれらを更新した情報）をカード会社から取得し、これらの結果を記録したファイルをサービス利用者に対して返信する。

(イ) 洗替売上処理

- A) サービス利用者は、当社に対し、当社所定の日時において、当社所定のフォーマットにより、月次で通信販売を計上したいカード会員に係るクレジットカード等の番号、有効期限、金額及び加盟店番号その他当社所定の情報を記録したファイルを提供する。
- B) 当社は、カード会社に対し、上記ファイルを提供する。

<免責>

当社は、①及び②に掲げる業務におけるファイルに記録された情報については、これを取得せず、また内容について一切責任を負わないものとする。また、サービス利用者お先替えサービスにおいて取扱い可能な対象カードについては変更する可能性があることを予め承諾し、変更が生じたとしても異論を唱えないものとし、当社が取扱い可能な対象カードの範囲が変更したことに起因してサービス利用者になじむる損害についても賠償する責任を

負うものではない。

<利用料金>

別途当社と合意した金額

(3) 本人認証サービス

<サービス内容>

買主が信用販売等における決済手段として、クレジットカード等（当社が発行したものに限らない。）を利用した場合に、買主が当該クレジットカード等の真の所有者であるかを検証し、不正利用該当性についての判定を行うことを内容としたサービス。

<個人情報の提供に関する同意等>

サービス利用者は、当社所定の本人認証サービスを利用する場合において、買主から当該サービスの実施対象となる信用販売等の申込みを受けたときには、本人認証手続を行う前に、当社所定の文言を買主に表示したうえ、当該申込みをした買主から、サービス利用者が収集した買主に関する情報をカード会社に提供することについて、適法かつ適正な方法及び内容で同意を得るとともに、当該同意に係る証拠を適切に保存し、サービス利用者又はカード会社から当該証拠の提供を求められた時、お速やかにこれに対応するものとする。

<免責>

本人認証サービスは利用されたクレジットカード等の真の所有者による利用であることを100%確認することを保証するサービスではなく、本人認証サービスを利用していたにもかかわらず不正利用が発生した場合において、サービス利用者が被る損害を補償する趣旨を含むものではない。

<利用料金>

別途当社と合意した金額